

川崎町特別簡易型総合評価落札方式

落札者決定基準

令和3年7月

川 崎 町

川崎町特別簡易型総合評価落札方式 落札者決定基準

(総則)

第1条 川崎町特別簡易型総合評価落札方式による落札者決定基準（以下「基準」という。）は、川崎町が、特別簡易型総合評価落札方式（以下「総合評価方式」という。）で実施する工事において、請負業者を選定するための基準とする。

(総合評価方式対象者)

第2条 総合評価方式は、入札参加者のうち、次のいずれの要件も満たす者を対象として実施する。

- (1) 入札参加者が公告に定めた必要な要件を満たし、無効でない者
- (2) 価格以外の評価を行うため、入札公告で定めた技術等の資料（以下「総合評価技術資料」という。）を提出した者
- (3) 入札価格が予定価格の制限範囲内の価格を提示した者

(総合評価点)

第3条 総合評価点は、次の算式により算定する。

$\text{総合評価点} = \text{「価格評価点」} + \text{「価格以外の評価点」}$

(評価点の配点)

第4条 価格評価点と価格以外の評価点は、次に掲げる配点のとおりとする。

号	区 分	配 点
(1)	価格評価点	80 点
(2)	価格以外の評価点	20 点

(価格評価点の算定)

第5条 価格評価点は、次の表に掲げる算式により算定する。

価格 評 価 点	(50% < 応札率 ≤ 100%) における価格評価点
	応札率 100% における価格評価点が 0 点 応札率 50% における価格評価点が簡易型 80 点の 2 点を通る $x^2/a^2 + y^2/b^2 = 1$ ($b > a > 0$) で示される楕円の式により算出されるいかに示す y の値(正数)とする。 ・ 価格評価点 $y = (b^2 \times (1 - x^2/a^2))^{1/2}$ y : 価格評点 x : (応札率 - 50) (%) a : 50 b : 簡易型の場合 80 点
	(50% ≥ 応札率) における価格評価点 (レベル区間)
	応札率 50% 以下は、価格評価点の満点 (80 点) で一定とする。 ・ 価格評価点 $y = 80$ 点

(価格以外の評価点の算定)

第6条 価格以外の評価点については、入札参加者が提出した総合評価技術資料により、別表のとおり価格以外の評価項目及び評価基準に基づいて算定した評価点の合計とする。

(総合評価技術資料)

第7条 総合評価技術資料とは、応札者が、別記様式第1号に自ら該当点数を記入し提出したものとする。

2 総合評価技術資料は、いかなる場合であっても未提出の場合は、失格とする。

(入札参加者の申告)

第8条 価格以外の評価点は、入札参加者の申告を最大点とし、錯誤の取扱いにより発注者が行う修正評価は減点措置のみとする。ただし、入札参加者が有している実績以上の内容で申告をした場合で、かつ、入札参加者が申告内容を証明できない場合については、虚偽の申告とし、応札は失格とする。

2 入札参加者が有している実績以上の内容で申告した場合で、かつ、入札参加者が申告内容が虚偽でないことを明確に証明できたと認められた場合は、錯誤による応札とし、最低点評価に修正する。

3 入札参加者が有している実績以下の内容で申告した場合は、錯誤による応札とし、申告内容どおりに評価する。

(落札候補者の決定)

第9条 入札価格が予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。

2 総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、入札価格が低い者を落札候補者とし、入札価格が同じ場合については、くじ引きにより落札候補者を決定する。

(配置する技術者への聴き取り及び取扱い)

第10条 落札候補者から提出された資料等の適否を判断するため、必要に応じて配置する技術者に対して、次に掲げる事項について聴き取り及び確認行為ができるものとする。

- (1) 配置する技術者の経歴、資格
- (2) 同種工事の経験の有無
- (3) 同種工事の施工実績として挙げた工事の概要、特に留意した点又は工夫した点
- (4) 当該工事の施工上の課題、特に配慮すべき事項の有無、技術的所見
- (5) 当該工事に関する質問の有無
- (6) その他当該工事上必要と認められる事項

2 配置する技術者の変更は認められない。ただし、工場製作等を含む工事又は技術者のやむを得ない事情等により変更が必要であると監督職員が認めた場合は、この限りでない。

3 工場製作等を含む工事で、施工個所と別の工場等に他の技術者を配置する場合は、工事費の過半以上を占める工種を担当する技術者について評価点を算出するものとする。

(提出資料)

第 11 条 応札者は、別記様式第 1 号から第 5 号までの様式に必要事項を記入のうえ、必ず提出しなければならない。この場合において、必ず記載内容を証明できる書類等の写しを添付しなければならない。

(委任)

第 12 条 この基準に定めるもののほか、基準に必要な事項は、選定委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成 22 年度総合評価方式で実施する工事から施行する。
(川崎町特別簡易型総合評価落札方式落札者決定基準の廃止)
- 2 川崎町特別簡易型総合評価落札方式落札者決定基準（平成 21 年川崎町基準第 1 号）は、廃止する。

附 則

この基準は、平成 28 年度総合評価方式で実施する工事から施行する。

別表（第6条関係）

川崎町総合評価落札方式・価格以外の評価項目及び評価基準

号	評価項目		評価基準	配点
(1)	企業の施工能力	同種工事の施工実績（別記様式第2号） 注）同種工事は下記（備考）で指示する工種とする。	同種工事の施行実績あり	5
			同種工事の施行実績なし	0
(2)	工事成績	注）宮城県建設工事競争入札参加登録者名簿に基づくものとする。 （ http://www.pref.miyagi.jp/keiyaku/kmkm.htm ）	過去5ヶ年の宮城県の工事成績点数の平均が80点以上	5
			過去5ヶ年の宮城県の工事成績点数の平均が65点以上80点未満	2
			過去5ヶ年の宮城県の工事成績点数の平均が65点未満又は実績なし	0
(3)	配置予定技術者の能力	同種工事の施工実績（別記様式第3号） 注1）同種工事は発注者が指示する工種を含む工事とする。 注2）同種工事の経験として記載する工事は、従事を必要とする期間に対する配置技術者若しくは現場管理人としての従事期間の割合90%以上であること。	同種工事の施行実績あり	5
			同種工事の施行実績なし	0
(4)	地域貢献	災害協定等による活動実績（別記様式第4号） ア宮城県内の地方公共団体との災害協定あり イ宮城県内の地方公共団体からの要請により、申請書及び資料の提出期限日から過去5年以内に災害対応（除排雪業務含む。）への出勤実績あり	ア、イの両方を満たす場合	5
			ア、イの一方を満たす場合	3
			協定及び実績なし	0
価格以外の評価点			上記合計の上限点数	20

備考※同種工事とは、当該工事の改札日の属する年度の直前10ヶ年度及び入札公告日までに完成し、引き渡し完了した国、都道府県、政令指定都市又は市町村における同規模以上（電気）の工事とする。

※共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。

別記様式第1号（第7条関係）その2（特定建設業の許可を条件とする場合）
川崎町総合評価落札方式・価格以外の総合評価技術資料

令和3年度施行	大針中継ポンプ場電気設備更新(第1期)工事
会社名	

号	評価項目	評価基準	配点	応札者 記入欄	発注者 採点欄
(1)	企業の 施工能力 同種工事の施工実績（別記様式第2号） 注）同種工事は下記（備考）で指示する工種とする。	同種工事の施行実績あり	5		
		同種工事の施行実績なし	0		
(2)	工事成績 注）宮城県建設工事競争入札参加登録者名簿に基づくものとする。 (http://www.pref.miyagi.jp/keiyaku/kmkm.htm)	過去5ヶ年の宮城県の工事成績点数の平均が80点以上	5		
		過去5ヶ年の宮城県の工事成績点数の平均が65点以上80点未満	2		
		過去5ヶ年の宮城県の工事成績点数の平均が65点未満又は実績なし	0		
(3)	配置予定技術者の能力 同種工事の施工実績（別記様式第3号） 注1）同種工事は発注者が指示する工種を含む工事とする。 注2）同種工事の経験として記載する工事は、従事を必要とする期間に対する配置技術者若しくは現場管理人としての従事期間の割合90%以上であること。	同種工事の施行実績あり	5		
		同種工事の施行実績なし	0		
(4)	地域貢献 災害協定等による活動実績（別記様式第4号） ア宮城県内の地方公共団体と災害協定あり イ宮城県内の地方公共団体からの要請により、申請書及び資料の提出期限日から過去5年以内に災害対応（除排雪業務含む。）への出勤実績あり0	ア、イの両方を満たす場合	5		
		ア、イの一方を満たす場合	3		
		協定及び実績なし	0		
価格以外の評価点		上記合計の上限点数	20		

（備考）「同種工事」とは、当該工事の改札日の属する年度の直前10ヶ年度及び入札公告日までに完成し、引き渡しが完成した下水道法上の処理場・ポンプ場で供用中に施工した電気設備工事（監視制御設備を含んだ工事。但し、補修工事を除く。）とする。

別記様式第2号（別表関係）

同種工事の施工実績

（工事名：令和3年度施行大針中継ポンプ場電気設備更新（第1期）工事）

会社名：_____

同種工事の条件		総合評価技術資料の備考に示す要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。 注）共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。	
工事名称等	工事名称	〇〇〇〇工事（CORINS登録番号_____）	
	発注機関名	〇〇市・町・村	
	施工場所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地	
	契約金額	_____円	
	工期	〇年〇月〇日 ～ 〇年〇月〇日	
	受注形態等	単体／〇〇・〇〇JV（出資比率〇〇%）	
工事内容	同種の工事の条件を満たす工事であることが確認できる内容を記述すること。	(1) 工種 (2) 工事概要 (3) 事業量	〇〇 〇〇工 延長〇〇m 〇〇m、盛土量〇〇m ³ 〇〇.....

注1) 同種工事の施工実績については、記載する工事のCORINSの写しを提出すること。ただし、CORINS等での記載内容で同種工事の施工実績が不明な場合については、平面図、構造図、数量総括表等を必ず添付すること。

注2) 上記注1) 中のCORINSに登録されていない場合は、契約書（工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認ができる部分）の写しを提出すること。

注3) 記載欄の明示は記入例である。

別記様式第3号（別表関係）

主任（監理）技術者等の資格・工事实績

（工事名：令和3年度施行大針中継ポンプ場電気設備更新（第1期）工事）

会社名：_____

(1) 配置予定技術者の従事役職・氏名		〇〇技術者 〇〇〇〇	
(2) 最終学歴		〇〇大学 土木工学科 〇〇年卒業	
(3) 法令による資格・免許		1級土木施工管理技士（取得年及び登録番号）、監理技術者資格（取得年、有効期限、登録番号及び登録会社）、監理技術者講習（取得年、修了証番号）	
(4) 工事経験の条件		総合評価技術資料の備考欄に示す要件を満たす同種工事の施工経験を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。この場合において、担当する工種の全体工事費に占める割合が最も高い技術者を対象とする。）	
工事経験の概要	工事の名称		〇〇〇〇工事（CORINS登録番号）
	発注機関名		〇〇市
	施工場所		〇〇市・町・村
	契約金額		_____円
	工期		〇年〇月〇日～〇年〇月〇日
	発注形態等		単体／〇〇・〇〇JV
	従事役職		現場代理人・主任（監理）技術者・工事主任等
	工事内容	同種の工事条件を満たす工事であることが確認できる内容を記述すること。	(1) 工種 (2) 工事概要 (3) 事業量
申請時における他工事の従事状況等	工事名称		△△△△工事
	発注機関名		△△市
	工期		〇年〇月〇日～〇年〇月〇日
	従事役職		現場代理人・主任（監理）技術者・工事主任等
	本工事と重複する場合の対応措置		
CORINS登録の有無		有（CORINS登録番号） ・ 無	

注1）申請時における他工事の従事状況は、従事しているすべての工事について、本工事を落札した場合の技術者の配置予定等を記入すること。この場合において、従事している工事の従事役職はすべて記入すること。

注2）主任（監理）技術者の経験等については、記載する工事のCORINSの写しを提出すること。ただし、CORINS等での記載内容で配置予定技術者の経験等が不明な場合については、平面図、構造図、数量総括表等を必ず添付すること。

注3）上記注2）中のCORINSに登録されていない場合は、契約書（工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認ができる部分）の写しを提出すること。

注4）記載欄の明示は記入例である。

別記様式第4号（別表関係）

災害協定等による活動実績

（工事名：令和3年度施行大針中継ポンプ場電気設備更新（第1期）工事）

会社名：_____

(1) 災害協定等の有無	あり なし（いずれかに○を記すこと）
(2) 協定の相手方及び協定名	協定名：○○○○災害協定 相手方：○○市
(3) 災害対応の出動の有無	あり なし（いずれかに○を記すこと）
(4) 災害対応の出動の要請機関	○○市○○事務所
(5) 災害の状況（内容）等	台風○号による国道○号線○○地先の土砂崩れ
(6) 災害対応（災害復旧）等の内容	土砂の除去、路面補修

注1）協定書の写しを別添付のこと。ただし、申請書及び資料の提出期限日における当該協定の有効性を明確に証明できなければ実績として認めないので、協定書の写しのほかに、年度更新における通知文及び依頼文等の写しも併せて添付すること。

注2）個別工事の依頼文のみ添付しただけでは、当該工事内容が災害協定に基づくものであるのか明確に判断できないことから実績として認められない。

注3）(3)の災害対応の出動の有無については、(1)の協定に基づかない出動実績でも良いこととする。

注4）当該活動実績については、あくまでも無償での実績を評価対象とする。

川崎町建設工事特別簡易型総合評価落札方式実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎町が執行する建設工事に係る総合評価落札方式（市町村向け特別簡易型）による一般競争入札（地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2の規定により、価格のほかに、価格以外の技術的な要素を評価の対象に加え、価格と技術面から最も優れたものをもって入札に参加した者を落札者とする方式をいう。以下「総合評価落札方式」という。）に関し、必要な事項を定めるものとし、その実施に関しては、別に定めがあるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価落札方式の対象となる工事は、一般競争入札の対象となる工事のうち、当該工事を所管する課長等が、入札者施工能力及び地域性等と入札価格を総合的に評価することが適当であると認める工事で、川崎町契約業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が指定する工事とする。

(対象工事の周知)

第3条 総合評価落札方式により入札を行うときは、あらかじめ一般競争入札の公告において、次に掲げる事項についても明示しなければならない。

- (1) 総合評価落札方式の対象工事である旨
- (2) 評価項目等の落札者決定基準
- (3) 技術評価に関し提出しなければならない書類の有無等
- (4) 落札者の決定方法

(落札者決定基準)

第4条 総合評価落札方式における評価項目等の落札者決定基準は、選定委員会が定める。

(学識経験を有する者の意見の聴取)

第5条 町長は、総合評価落札方式における落札者決定基準を定めようとする場合、学識経験を有する者の意見を聴かななければならない。

(落札候補者の決定方法等)

第6条 町長は、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者で、落札者決定基準により算出された総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。

- 2 前項の場合において、総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、入札価格が低い者を落札候補者とする。この場合において、なお、入札価格の同じ者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札候補者を決定する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、総合評価落札方式の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。